

報道関係者 各位

平成24年1月18日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 西野 幸雄

(電話) 03-5403-2157

フジ企画不当労働行為再審査事件 (平成21年(不再)第20号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 都築弘)は、平成24年1月17日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 有料職業紹介業等を営んでいる会社は、組合員らの業務の割り振りや賃金等の重要な労働条件を決定する立場にあることから、労組法上の使用者に該当するとされた事案 ～

- 1 会社は、組合員らとバス会社間の雇用関係の成立をあっせんするという職業紹介の範囲を超えて、組合員らに対するバスガイド業務等の割り振りや賃金等の重要な労働条件を決定していた。従って、会社と組合員らとの間には、労組法の適用がある雇用関係が成立していたといえるから、会社は、組合員らとの関係において、労組法上の使用者に当たる。
- 2 本件においては、組合加入通知と同時に組合が団体交渉を申し入れたこと、会社顧問が「労働組合を作った者はバス会社が使いたがらない」という趣旨の発言をしたこと、組合員らに乗務(バスガイド・ジュニアの業務)が割り振られなくなった19年9月以降、逆に乗務回数が増えた非組合員がいることが認められる。従って、会社が、19年9月以降、組合員らに乗務を割り振らなくなったことは、組合員らの組合加入等を嫌悪した不当労働行為に当たる。

I 当事者

再審査申立人 : 株式会社フジ企画(「会社」)(大阪市)
従業員6名(平成21年2月26日現在)

同 : 破産者株式会社フジ企画 破産管財人

再審査被申立人 : 大阪電気通信産業合同労働組合(組合)(大阪市)
組合員約50名(平成21年2月26日現在)

II 事案の概要

- 1 本件は、会社が、①組合員らの労働条件及び賃金等を議題として、組合が平成19年8月3日付け及び同月31日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったこと、②本件団体交渉申入れと同時に組合員らの組合加入通知を受けた後、組合員らに対し、バス会社の業務を割り振らなくなったことは不当労働行為に当たるとして、組合が救済を申し立てた事案である。
- 2 初審大阪府労働委員会は、会社の行為はいずれも不当労働行為に該当するとして、会社に対し、①組合員らに対し組合加入通知を受ける前と同等にバス会社の業務を割り振ること、②組合員らが組合加入通知を受ける前と同等にバス会社の業務を割り振られていれば得られたであろう賃金相当額の支払、③団交応諾、及び④文書手交を命じた。
- 3 会社は、上記救済命令を不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文要旨

- (1) 初審命令主文を変更し、破産管財人に対し、①組合員らが組合加入通知を受ける前と同等にバス会社の業務を割り振られていれば得られたであろう賃金相当額（但し、21年8月まで間に限る）の支払及び②団交応諾を命じ、会社に対し、③文書手交を会社に命じる。
- (2) その余の再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 争点(1)（会社は労組法上の使用者に当たるか。）

会社と組合員らを含むバスガイドらとの間には、①バスガイドらは、会社が決定した労働条件の下で就労することが前提とされており、バス会社との間で個別的に賃金、労働時間等の基本的な労働条件について交渉及び合意をすることは事実上予定されていなかったこと、②会社は、バスガイドらとの間に継続的關係が存在することを前提として、業務の割り振りを決定していたこと、③賃金支払に際して、会社が給与明細表及び控除票を自ら作成し、また、事務費等の名目で一方的かつ合理性の認められない控除を行っており、バスガイドらの賃金は会社が決定していたとみるのが相当であること、等の実態が認められる。

組合員らの賃金等の労働条件の決定、賃金支払方法等について、上記のような実態が認められる本件の事実関係の下においては、会社は、組合員らとバス会社との間における雇用関係の成立をあっせんするという職業紹介の範囲を超えて、本件の組合員らに対するバスガイド業務等の割り振りや賃金等の重要かつ基本的な労働条件等を決定する立場にあるのであって、会社と組合員らとの間には、労組法の適用を受けるべき雇用関係が成立していたものといえ、会社は、組合員らとの関係において、労組法上の使用者に該当する。

- (2) 争点(2)（本件団体交渉拒否は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか。）

会社が労組法上の使用者に当たることは上記(1)で判断したとおりであり、本件団体交渉拒否の正当な理由は認められないから、本件団体交渉拒否は労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるとする初審判断は相当である。

- (3) 争点(3)（組合員らに対して業務を割り振らない会社の対応は、労組法第7条第1号又は同条第3号の不当労働行為に当たるか。）

ア 上記(1)に判断したとおり、会社は、バスガイドらの業務の割り振りを決定しているといえる。そして、組合員らの業務実績は、組合加入後の時期において著しく減少していたと認められ、本件において組合員らに顕著な不利益が存在したといえる。

イ このことに、①組合が、組合加入通知と同時に、団体交渉を申し入れていたこと、②組合員らが就労の意思を伝えたところ、対応した会社顧問が、労働組合を作った者はバス会社が使いたがらないという趣旨の発言をしたこと、③組合員らは19年9月以降、1回もバスガイド・ジュニアの業務に就いていないのに対して、乗務回数が増えた非組合員がいることも併せると、19年9月以降、組合員らがバスガイド・ジュニアの業務に就かなかったことは、会社が、組合員らが組合に加入したこと又はその組合活動を嫌悪し、組合員らにバスガイド・ジュニアの業務を割り振らなかった故とみるのが相当である。

ウ しかしながら、21年9月において、組合が会社に対し、「組合員らは、組合と会社との間の団体交渉で雇用契約の内容、労働条件等を協議し、同意決定した後に就労する意思がある」と通知していることが認められることからすると、同月以降においては、仮に会社が組合員らに対し、仕事の割り振りを打診したとしても、組合員らは、組合の方針に基づいて就労を拒否したであろうと考えられるから、会社が組合員らに就労の意思を確認していることを考慮すれば、同月以降において、組合員らに対して業務を割り振らなかった会社の対応は、組合員らの組合加入等を理由とする不利益取扱いとはいえず、組合の弱体化を意図した支配介入ということもできない。

- (4) 救済方法

本件再審査結審後の23年11月2日、大阪地方裁判所は、会社について破産手続開始の決定を行い、破産管財人が選任されている事情を考慮し、主文第1項及び第2項については破産管財人に命ずることとし、第3項は会社に命ずることとする。また、諸般の事情を考慮し、初審命令主文第1項の措置（今後の業務の割り振り）は命じないこととする。

【参考】

初審救済申立日 平成19年10月25日（大阪府労委平成19年(不)第65号）
初審命令交付日 平成21年5月25日
再審査申立日 平成21年6月5日